

令和2年4月17日



一般社団法人 日本スイミングクラブ協会

「緊急事態宣言」全国に拡大

加盟クラブ 各位

4月7日に7都府県に発令された「緊急事態宣言」は、4月16日、安倍晋三内閣総理大臣より「全都道府県に拡大」することが表明されました。対象期間はこれまでと同様に5月6日までです。また、現行の7都府県と、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府の6道府県を合わせた13都道府県を「特定警戒都道府県」に指定しました。

前回、東京都は発令後直ちに休業要請を行おうとしましたが、都の休業要請業種に対し厳しすぎるとして国が調整を求め、都が最終的に休業要請を行ったのが3日後でした。当初、難色を示していた6府県も最終的には休業要請に踏み切りました。東京都の休業要請対象施設の中で、スイミングクラブは、東京都行動計画に記載される「建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える水泳場」に該当します。今回、特定警戒都道府県に指定された6道府県も、恐らくこの対象施設をベースとして休業要請を行うものと思われます。

政府が発令した緊急事態宣言の本来の趣旨からいえば、発令対象地区で運営しているスイミングクラブは、指定期間中の休業要請に応じることが望ましいと考えます。しかしながら、現状の各クラブの消毒や3密環境対応等、感染防止対策は非常にしっかりとされており、プール環境の湿度や次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌消毒の徹底した管理によって、プール施設内は感染防止に優れた環境でもあります。

休業要請の判断は各自治体に委ねられています。特定警戒都道府県以外の34県では、地域によって流行の度合いやピークの時期に違いがあるため、対応が異なる可能性があると思われます。休業要請業種に指定されなかったクラブにおかれましては、従来通り、企業としての自主決定で休業・営業の継続をご判断ください。また、営業を継続される場合には緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、より一層の感染防止対策と地域社会に配慮したクラブ運営をお願い申し上げます。

当協会もまた、今後の動向を見守りながら対応策を検討し、随時、最新情報を加盟クラブ各位に提供してまいります。

以上